

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

本市は沖縄本島のほぼ中央部の高台地にあつて、北緯26度20分、東経127度48分に位置し、北はうるま市、恩納村、西は嘉手納町、読谷村、南は北谷町、北中城村に隣接している。地勢はおおむね丘陵台地で一番低い地点(海岸線)が海拔0m、高い地点(字倉敷304-4)で201mとなつており、太平洋側すなわち中城湾に高く、いわゆる海岸台地をなしている。

(台風・高潮)

本市は台風常襲地帯で、これまでも数々の被害に見舞われてきた。最近では平成30年の台風24号において暴風、大雨等による看板や外壁の落下、床下・床上浸水、停電等の被害が発生した。また、台風等による波浪と高潮による浸水予測区域として本市沿岸域を想定している(市防災マップ)

(洪水:市地域防災計画)

本市地域防災計画によると、比謝川水系(比謝川・与那原川)において、想定最大規模5~10m未満、浸水継続時間を24~72時間未満を想定している。そのほか河岸浸食や堤防決壊による木造家屋の倒壊・流出の可能性を想定している。

(土砂災害:市地域防災計画)

本市における急傾斜地崩壊危険区域は9区域、急傾斜地崩壊危険箇所は36箇所となっている。また、本市における地滑り防止区域は2区域、地滑り危険箇所は10箇所となっている。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が21.2%、震度5強以上が49.8%、震度5弱以上が84.5%の確率で発生すると言われている。

(津波:市国土強靱化地域計画)

平成29年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県内39市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。本市においては、最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)である平成26年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 5,270(平成28年経済センサス)
- ・小規模事業者数 4,240(平成28年経済センサス)

【内訳】(主な業種を掲載) ※従業員数が1人~9人の事業者を小規模事業者として算出

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
建設業	284	255	市内に広く分布している。
製造業	183	160	〃
卸売業、小売業	1,290	819	〃
不動産業、物品賃貸業	394	311	〃
宿泊業、飲食サービス業	1,090	777	〃
生活関連サービス業、娯楽業	524	435	〃
医療、福祉	484	210	〃

(3)これまでの取り組み

1)当市の取り組み

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災行政無線、本市ホームページやSNS等による災害情報発信、防災マップの作成
- ・災害備蓄の整備

2)当所の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・当所共済を取り扱う損害保険会社と連携した損害保険の加入促進
- ・災害時、沖縄県への被害状況報告

II 課題

現状では事業継続計画等の策定に関する取組状況は啓発段階にあり、これらを支援する当所の取り組みも本格化していないのが実態である。また、当所と当市の緊急時の取り組みについて具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、平時・緊急時の対応を推進する人員が不足している。支援スキルの上昇や事業継続の取り組みに関する専門家や損害保険会社との連携が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内小規模事業者を対象に、BCP策定の支援や各種共済、保険制度の加入推進を行う。
- ・災害等発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害状況報告ルールの構築を行う。
- ・災害等発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及の影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報誌や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや語油性の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症のように疫病は唐突に発生する。疫病の発生に関しては、WHOや厚生労働省・沖縄県から発表されるガイドラインや感染拡大方施策等の情報収集に努め、事業者への周知を行うとともに、今後の対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和3年度に事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・当所共済を取り扱う損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催・

4) フォローアップ

- ・事業者BCP策定希望の小規模事業者へ策定支援を行う。
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

<2. 発生後の対策>

・自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後6時間以内に職員の安否報告を行う。
(電話やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(台風のおける)職員自身の目視で命の危機を感じる暴風雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、『屋根や看板の一部が飛ぶ』、『窓ガラスが割れる』、『ドアや外壁の一部が傷付く』等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、『床上浸水』、『建物の全壊・半壊』等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、『屋根や看板の一部が飛ぶ』、『窓ガラスが割れる』、『ドアや外壁の一部が傷付く』等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、『床上浸水』、『建物の全壊・半壊』等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

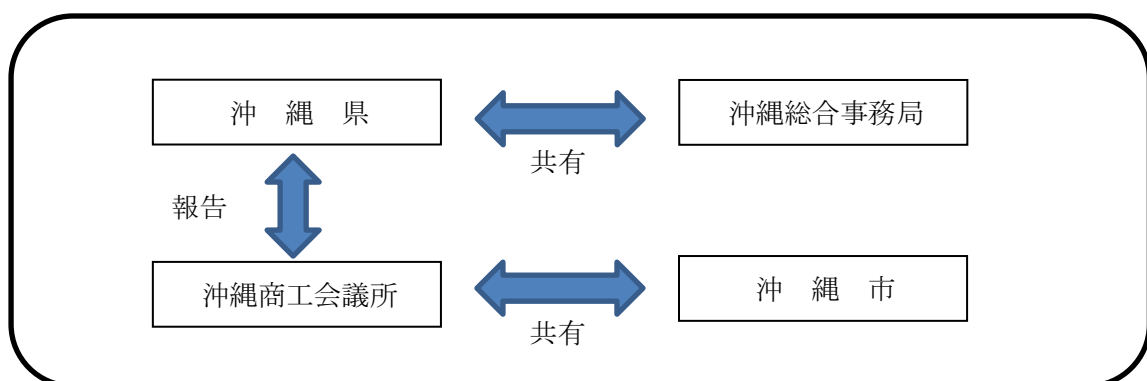
・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月以降	必要に応じて共有する。

<3. 発生時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の策定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する

【連絡体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

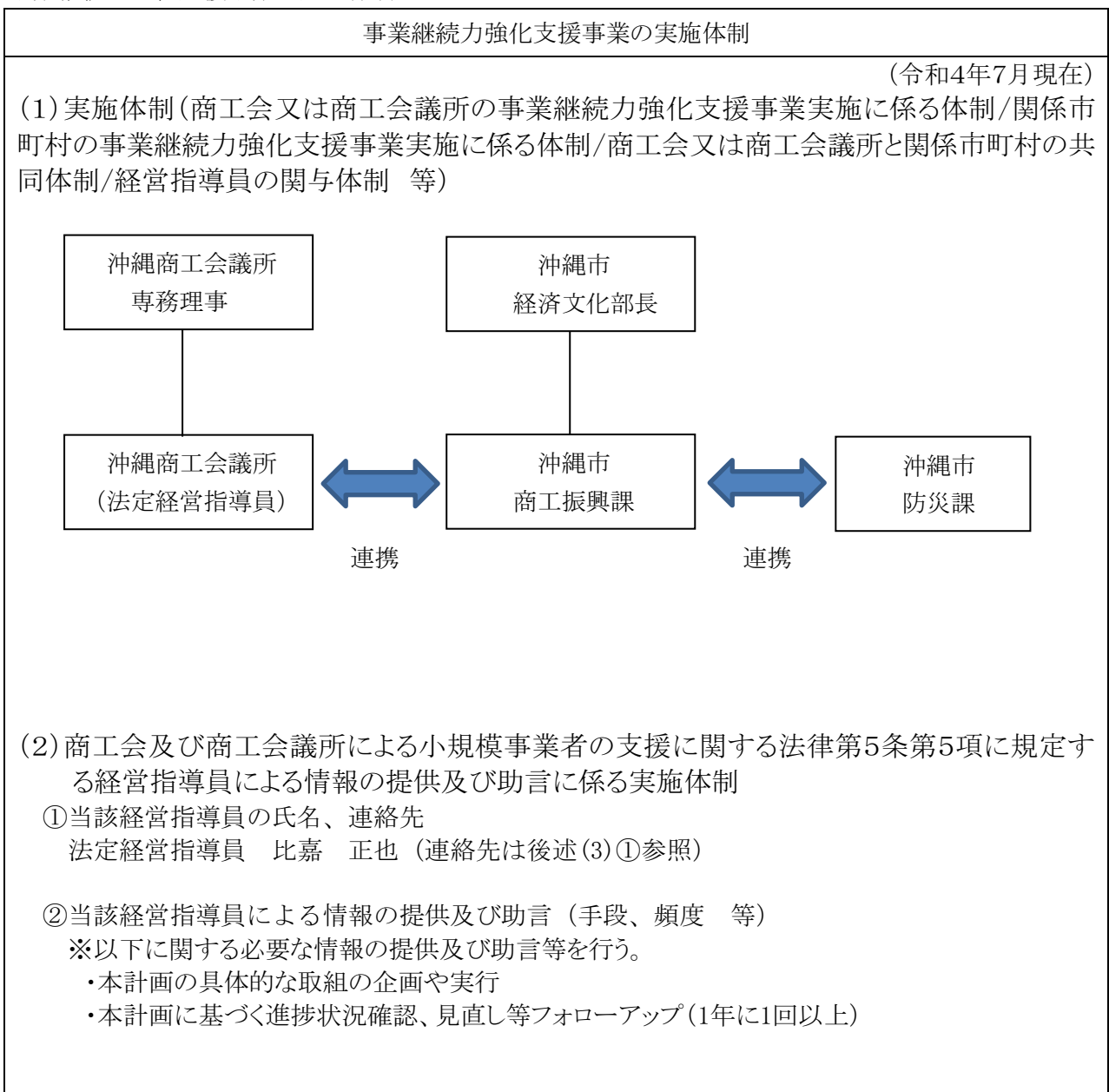
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

① 商工会／商工会議所

沖縄商工会議所

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央4-15-20

TEL:098-938-8022 / FAX:098-938-2755

② 関係市町

沖縄市 経済文化部 商工振興課

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

TEL:098-939-1212 / FAX:098-937-0342

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ発送費	180	180	180	180	180

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、沖縄市補助金、沖縄県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等